

令和6年度宗務計画書

所管部署	教学部学事課	作成日	2024/4/1
------	--------	-----	----------

業務名	安居期間認定審査会業務	業務事業コード	C155
実施根拠	■宗制 □内規 □その他 ()		
	規程等の名称	曹洞宗僧侶教師分限規程 第56条	

直接経費の予算科目

会計区分	歳出科目	款-項-目-節	科目名
一般会計	経常部	8-1-3	安居期間認定審査会費

宗務計画

【業務の目的】

曹洞宗の僧籍除籍者が新たに得度を受け僧籍簿に登録された場合において、本人の申立てにより、その者の安居期間は、再得度を受け僧籍簿に登録された後の安居期間を適用することができる。申し立てに対する審査を行う安居期間認定審査会が、適切かつ円滑に運営されることを目的とする。

【業務の内容】

宗務総長が審査会の会長となり、次の者が委員となる。

- ・ 教学部長
- ・ 宗議会議員のうちから宗議会議長が推薦する2人
- ・ 管区長の互選により選出された2人

審査会は必要に応じて会長が招集する。

審査会は必要と認めるときは申立て当事者やその他の関係人に対して説明を求めることができる。

審査会は提出された情報等を斟酌しつつ審査した結果を教師検定会に報告し、申立人に通知する。

審査会により、適当と認められたものはその直近の僧籍除籍前の安居期間を再得度後の安居期間として認めることができる。

ただし、曹洞宗僧侶分限規程第40条第1項第3号（帰俗の目的で自らの意思により寺院を去るとき）に定める理由による除籍の場合は除籍前の安居期間を適用することはできない。審査結果の通知を受けた申立人で、その結果が不当であると認めるときは通知を受けた日から30日以内に不服の申立てをすることができる。

【活動目標・実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定会の開催数	0	0	0	0	
認定された者の数	0	0	0	0	

【予算額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予 算 額	直接経費	298	298	298	310	318
	人件費	-	-	-	-	-
	合計	298	298	298	310	318

【執行額・内訳】

千円(百円以下は四捨五入)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
執 行 額	直接経費	0	0	0
	人件費	-	-	-
	合計	0	0	0